## 〔研究ノート〕

# 商法六七八条二項における除斥期間の起算点について

はじめに

一 大阪地裁昭和五八年一二月二七日判決

学説および判例

Ξ

三―二 判例の変遷

三一 学説

四

おわりに

一 はじめに

岡

田

豊

基基

重過失によりこれに違反したときは、保険者は契約を解除することができるものとされている。つまり、保険者は、 商法六七八条一項によれば、生命保険契約の締結に際し、保険契約者と被保険者とは、保険者に対して危険測定に関す 「重要ナル事実」を告げなければならず、「重要ナル事項」につき不実のことを告げてはならないとされ、 悪意または 当該

保険契約に関して告知義務違反が成立するとするためには、告知義務者の側に客観的要件と主観的要件とが存在している

- 33 -

または過失でこれを知らなかったときは、解除権は発生しない。解除の効果は、将来に向かってのみ生ずる。 との事実を主張立証しなければならないとされるのである。ただし、保険者が保険契約成立前に、重要なる事実を知り、

これが問題となるのは、主として長期の生命保険契約においてである。 るといえる。なお、損害保険契約は短期契約であるため、除斥期間の経過による解除権の消滅が問題となることは少なく、 放置しておくことは、不適当であり不必要であると考えられるから、法は解除権の黙示の拋棄があったものとみなしてい 知手続きをとるべきであり、いつまでも解除権を保留して、保険契約者あるいは保険金受取人等を不安定な状態のままで これらの期間は、 た時より一ケ月間これを行使しないときは消滅する。契約が成立した時より五年を経過したときも同様であるとされる。 商法六七八条二項・六四四条二項によれば、告知義務違反に基づく保険者の契約解除権は、 時効期間ではなく除斥期間であると解される。保険者は解除の原因を知った以上はすみやかに解除の通 保険者が解除の原因を知っ

知った時が、その起算点となるのであろうかということが問題となるのである。 の起算点をいつにするかという問題がある。さらに換言すれば、保険者が告知義務違反の諸要件のうち、 ところで、商法六七八条二項・六四四条二項における「解除ノ原因ヲ知」るとは、どういうことを意味するのであろう 保険者が契約を解除する場合、保険者が「解除ノ原因ヲ知」ったといえる日時、 つまり契約の解除権消滅の除斥期間 いかなる要件を

趣旨の異なる判決が下された。昭和五八年一二月二七日判決がそれである。本稿では、まずこの判決の内容を概観した後 これから、 この問題に関する学説および判例を検討していくことにする。 この問題に関する学説および判例をみていくことにするが、最近大阪地裁でこれまでの判例の見解とは多少

(1)重要事実の内容については、大審院大正四年四月一四日判決・大審院民事判決録二一輯四八六頁、 判決・大審院民事判決録二一輯一〇四四頁など多数の判例、 商法(八)・一八頁-四五頁・昭和三七年・有斐閣を参照 および中西正明「保険契約における告知義務」総合判例研究叢書 大審院大正四年六月二

- (2)大森忠夫・保険法(法律学全集)・一二六頁以下・昭和三二年・有斐閣、 頁以下・昭和五五年・筑摩書房、田辺康平・現代保険法・五四頁以下・昭和六○年・文眞堂 西島梅治・保険法 (第二版) (現代法学全集)・八六
- (3)それゆえ、「保険者カ解除ノ原因ヲ知リタル時」は、常に保険契約成立より後でなければならない (中西・前掲一四五頁
- 4)近時の普通保険約款では、保険契約が契約締結日から二年以上継続した場合に、解除権が消滅すると定めているものが多い。 きに、解除権が消滅する旨を定めたものと解される。 これは、商法の定める五年の期間を二年に短縮するとともに、この期間内に被保険者が死亡することなくこの期間を経過したと
- (5)大森・前掲一三二頁、西島・前掲九一頁、田辺・前掲五六頁、中西・前掲一四四頁。この期間が経過した後は、当該契約の効 力を争うことができないという意味で、これを不可争期間ということがある。
- (6)大森・前掲一三一頁、蓮井良憲「保険者による契約の解除と除斥期間」商法(保険・海商)判例百選 〈別冊ジュリスト五五〉

# (7)昭和五八年一二月二七日大阪地裁第一三民事部判決・昭和五六年切第三二六七号保険金請求事件・判例時報一一二〇号一二八頁、 九四頁・一九七七年・有斐閣

# 一 大阪地裁昭和五八年一二月二七日判決

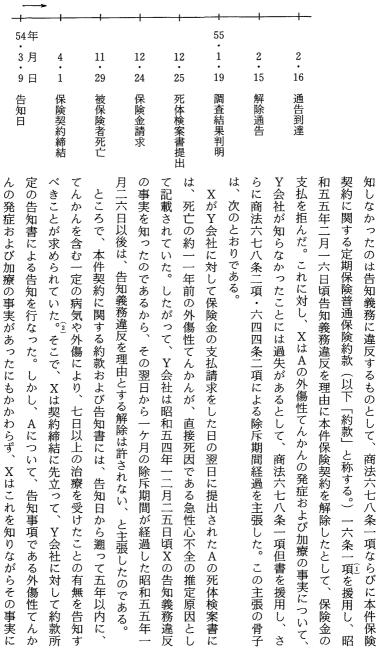
### 〈事実の概要〉

契約を締結した。 原告Xは昭和五四年四月一日、被告Y保険会社との間で、息子Aを被保険者とし、自己を保険金受取人とする生命保険 Aは同年一一月二九日に急性心不全により死亡した。XよりY会社に対し保険金の支払請求がなされた

が、Y会社はXの告知義務違反による契約解除を理由に、保険金の支払を拒否した。

治療を受けていた。昭和五四年に入るとたびたび大発作を起こし、暴力をふるうようになったので、同年四月二八日に入 院し治療を受けたが、 ところで、Aは昭和三九年八月外傷性てんかんに罹患し、昭和四五年六月以来大発作を起こすようになり、 意識障害を繰り返し、七ケ月余後に、全身状態の悪化による心不全を起こして死亡したのである。 服薬や通院

Xの保険金請求に対し、Y会社はAに関する外傷性てんかんの発症およびその治療を受けていたという事実を、Xが告



険契約を締結したのである。

つき告知せず、

またAがY会社の外務員と面談することもなく、Y会社との間に本件保

否に関する調査を依頼した。 後のものであり、 容はいずれも本件保険契約の告知日 を解除することを決定し、 月一九日頃であった。Y会社はこの時点でXに告知義務違反があったことを確認したので、 会社は Aの死体検案書をみて、 告知義務の対象となっていないものであったため、 同年二月一五日受付の内容証明郵便によりその旨の意思表示を行ない、 その調査結果の報告により、Xの告知義務違反の事実がY会社に判明したのは、 Aについて告知義務違反があったのではないかとの疑いを抱いた。 (昭和五四年三月九日)から遡ること五年以上前のものであるか、 Y会社は専門の調査機関に、 それを理由に本件保険契約 翌一六日頃郵便がXの Xの告知義務違! ただ、 もしくは告知 昭和 その記 五五年 反の 百以

約解除の意思表示が同年二月一六日中に原告のもとに到達したことは……認定のとおりであるから、 を確認したものとはいえず、被告がこれを確認したのは、早くても前記調査機関から調査報告書及び診療証明書を受け取 の告知義務違反を直接示すものではなかったことに照らすと、被告としては告知義務違反の疑を抱いたにとどまり、 使のために必要と認められる諸要件を確認したときを意味し、 とりわけ保険者が契約解除の原因を知った日時が問題となり、 もとに到達したが、 た日である昭和五五年一 斜旨 か 以上の事実経過に基づいて、商法六七八条二項・六四四条二 - 約款一七条二号及び商法六七八条二項、 被告がAの死体検案書を受け取った段階(昭和五四年一二月二五日-筆者挿入)においては、 月の除斥期間経過前になされたものというべきである。」 請求棄却 Xはその受領を拒絶した。 月一九日頃以後……であると認めるのが相当である。 六四四条二項前段の 一項との関連で、本件保険契約について除斥期間経過の有無 保険者が単に疑を抱いただけでは足りないと解すべきとこ 争われたのである。 『解除の原因を知りたるとき』とは、 そして、 被告から原告に対する本件保険契 その内容がAについて 右解除の意思表示は 保険者が解除権行 これ

- 1 商法六七八条一項と同旨の規定であり、 告知義務違反による契約の解除について明示している。
- (2)約款六条で、契約者・被保険者の告知義務について規定している。

# 三 学説および判例の検討

となる。そこで、この問題に関する学説および判例を検討していくことにする。 上述のごとく、 商法六七八条二項・六四四条二項では、除斥期間の起算点をいつにするかということが、 問題のひとつ

### 二十二 空龍

いる。学説では、これが定説になっているといえる。 るものではないとされている。つまり、告知義務者の側に、告知事項について、不告知または不実告知の事実が存在して 解している。契約締結後において原因を知るべかりし時を含まず、また単に原因の存在に対する疑いを抱いた時を意味す 知ったことにはならず、解除権行使のため必要と認められる告知義務違反に関する諸要件を確認することが必要であると いたこと(客観的要件)およびそれが告知義務者の悪意または重過失によるものであったという事実が存在していたこと (主観的要件)を保険者が確認した時点をもって、告知義務違反に基づく保険契約解除権消滅の除斥期間の起算点として まず、学説は全般的に、保険者が契約の解除原因が存在するのではないかという疑いを抱いただけでは、 解除の原因を

(2)中西・前掲一四四頁。(1)大森・前掲一三四頁注(一六)、西島・前掲九一頁、田辺・前掲五六頁。

# 三一二 判例の変遷

を受けた時が、告知義務違反に基づく解除権の除斥期間の起算点となると判示され、 京地裁昭和五三年三月三一日判決では、生命保険会社が専門の調査機関から当該被保険者の死亡診断書に関する調査報告 けでは足りず、告知義務違反の客観的要件を知った時と解するのが相当であるという趣旨の判決が下された。 保険者が知った時をもって、 和四七年一一月一三日判決において、 つぎに、 一貫して告知義務者について重要な事実の不告知または重要な事項に関する不実告知があったこと(客観的要件) 判例であるが、 戦前の判例はこの問題について、必ずしもその立場が明らかではないが、 解除の原因を知った時とすると解しているように見受けられる。戦後になると、大阪地裁昭 解除の原因を知った時とは、保険者が単に解除の原因の存在につき疑いをもっただ さらに大阪地裁昭和五八年一二月二 学説とは立場を異に その後、 東

七日判決において裁判所は上記の見解を示し、 そこで、学説の立場と従来の判例の立場との相違を検討するために、 学説と同じ立場をとるに至った。 そして判例の変遷を見るために、 除斥期間

(一)大阪控訴院大正五年四月二二日判決て扱っている判例をみていくことにする。

### 〈事実の概要〉

これに対して、Y会社は三月中に社員を派遣して、Bの疾患が肺結核であること、およびBの夫が同症ですでに死亡していた事実を 月六日に告知義務違反による本件契約の解除通知をXに発した。その通知は、 聞知した。その後、 のために死亡したので、同年二月二二日保険金受取人であるX(控訴人・原告)が、Y会社に対して保険金の支払請求を行なった。 訴外AがY保険会社 Y会社は私立探偵にも調査を依頼し、五月四日付の調査報告書を受理し、 (被控訴人・被告)と、訴外Bを被保険者とする生命保険契約を締結した。 五月八日にAのもとに到達した。 その事実を再度確認した。そして、五 Bが大正四年一月二四日、

### (半旨)

テ解除ノ原因タル事実ヲ覚知シタルト認ムヘキ同年三月ノ終ヨリ起算スルモ既ニ一箇月ノ期間ヲ経過シタル以後ノコトニ属スルヲ以 モノナルコトヲ知リ得ヘキヲ以テ……被控訴会社カ本件ニ付解除ノ通知ヲ発シタルハ大正四年五月六日……ニシテ被控訴会社ニ於 Y会社はBの死亡後、大正四年三月中、社員を派遣して上記事実を「聞知シ此時ニ於テ既ニ明カニ解除ノ原因タル事実ヲ覚知シタ

テ」商法四二九条二項(現行商法六七八条二項・以下同様)、三九九条ノ二・二項(現行商法六四四条二項・以下同様) の規定により

「右契約解除ノ意思表示ハ法律上其ノ効力ヲ生セサルモノト断セサルヲ得ス」

この判決の内容を不服として、保険会社が上告したのが、次の判例である。

の悪意または重過失があることも要するのであるから、原判決のように保険者が被保険者の疾患およびその配偶者の死因を知った時 〈上告理由〉 (〓) 大審院大正五年七月一二日判決 告知義務違反による解除を行なうためには、告知義務者に不告知または不実告知の事実があるのみでは足らず、さらに告知義務者

をもって、ただちに解除の原因を知った時と解するのは間違いである。

二九条二項、三九九条ノ二・二項により無効の意思表示であると判示し、Y会社の抗弁を排斥したことは相当である。 原審はY会社がBの死亡後、上記事実を「覚知シタル」にかかわらず、大正四年五月六日に契約解除の通知を発したのは、

上記控訴審判決ならびに上告審判決を通して、裁判所は、Y会社の私立探偵に対する調査依頼は、被保険者Bの夫の死

認した時をもって、除斥期間の起算点としているのである。 みなし、 私立探偵の調査報告をもって初めてこれを知るに至ったとはいえないと判断した。裁判所はかかる事実認定の下で、保険 因を覚知するために行なわれたものにすぎず、すでにその事実は、Y会社社員の調査により判明しているわけであるから、 会社が医師から聞知したところの被保険者Bの夫が肺結核で死亡していたという事実を、告知すべき重要事実であったと 保険契約締結の際に告知義務者がかかる事実を告知しなかったという事実(客観的要件)の存在を保険会社が確

# 〔■〕東京地裁昭和一三年六月一〇日判決(⑸

〈事実の概要〉

にあたり、 月九日に、滲出性肋膜炎と診断され、 原告Xは昭和一〇年七月三一日に、被告Y保険会社との間に、息子Aを被保険者とする生命保険契約を締結した。 Y会社の診査医の診断を受けた際、 同年四月七日から一ケ月程入院していたことがあった。しかし、 診査医に対して前記既往症については、全く報告しなかった。昭和一二年一月一九日、 Aは本件保険契約を締結する Aは昭和八年三 のである。

本件判決は、

翌九日にその通告がXのもとに到達した。 て重ねてAの既往症を告げた。Y会社は、 症があったことを告げた。その監督者はただちに電話でY会社仙台支部に当該事実を報告した。 Aは喉頭結核症で死亡した。Xは同年一月二五日に、Y会社の社員であるY会社秋田代理店監督者方に赴き、 Xの保険金支払請求に対して、三月八日に告知義務違反による契約解除の旨をXに通告し、 Xは、二月一日に秋田代理店に対し Aに前記肋膜炎の既往

### 半

ものである。 テ其ノ間既ニーケ月ヲ経過シ被告ノ右ノ解除権ハ商法第四百二十九条第二項第三百九十九条ノ二第二項ノ規定ニ依リ既ニ消滅シタル」 反事実ヲ覚知シタルトキヨリーケ月以内ニ契約解除権ヲ行使スヘキニ拘ラス該意思表示カ原告ニ到達シタルハ同年三月九日ナルヲ以 に報告されたことにより、「被告会社ニ於テ右事実違反ヲ覚知シタルハ同年一月中に属スルコト明白」である。「被告会社ニ於テ右違 XはAの死亡後の昭和一二年一月二五日に、Y会社の社員に対してAの既往症を告げ、当該事実がただちに電話でY会社仙台支部

実を覚知したと認定した。この昭和一二年一月二五日をもって、 義務者が本件保険契約を締結するにあたり、 本件において裁判所は、 昭和一二年一月二五日にY会社は告知義務違反の要件について、その客観的要件、 Aが肋膜炎を患っていたという重要事実をY会社に告知しなかったという事 解除権消滅の除斥期間の起算点とする、 と判示している つまり告知

(ⅳ)東京控訴院昭和一三年六月二八日判決

前記大審院大正五年七月一二日判決を支持しているといえる。

### 〈事実の概要〉

当該保険契約締結の当時、Bは診査医Cに対し、重要な事項を告知しなかった。Bにおいてその不告知につき重過失があり、 に同社金沢支店長Dに対し、本件契約解除の原因の有無について調査するよう命じた。Dは同支店在勤の社員Eに事実調査を行なわ においてその事項を知らなかったことにつき過失がなかった。Y会社はX(控訴人・原告)よりBの死亡報告を受理すると、 せた。昭和七年一二月一三日、Eから調査結果の報告をうけたDは、翌一四日にその報告書をY会社に発送した。Y会社は翌一五日 約を締結し、それぞれの第一回保険料を支払った。Bは胃癌手術の結果惹起した心臓痳痺により同年一一月一日死亡した。しかし、 訴外Aは昭和七年九月四日および同年一〇月六日に、Y保険会社(被控訴人・被告)との間でBを被保険者とする二種類の保険契 かつC

にこの報告書を受け取り、

昭和八年一月一四日に保険契約者Aに対し保険契約解除の通知をなした。

本件の除斥期間の起算点は、支店長Dが告知義務違反の事実を知った時なのか、あるいはY会社本店が報告を受理した時なのかに

### /半=

ついて争われ

受クルノ権限ヲ与ヘラレタルカ如キコトモ無」したがって、除斥期間の進行には、支店長D等の知、不知はなんら関係はない。 シ得ヘキ代理権を授与セラレタルモノニアラス自ラ事実調査ヲ命セラレコソスレ調査ノ結果ニ付キ第一審被告会社ニ代ハリテ報告ヲ モ同支店扱ニカカル保険契約ヲ解除スルカ如キコトハ其権限ニ属セス固ヨリ本件契約ニ付特ニ第一審被告会社ニ代ハリ契約解除ヲ為 支店長Dは「第一審被告会社ニ代ハリ支店ノ営業ニ関スルー切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有スル支配人ニアラス而

シ得へキ」)日をもって、除斥期間の起算点とするという趣旨が示されたといえよう。 起算点としている。本件においても、保険者(本店)が告知義務違反の客観的要件について確認した(「解除原因ヲ了知 本件判旨は、本店が支店より被保険者に関する告知義務違反の事実の報告を受けた昭和七年一二月一五日を除斥期間

# (٧) 大審院昭和一四年三月一七日判決

前記控訴審判決を受けて、保険金受取人側が、 支店長の知がすなわち保険者の知となると主張して上告したのが、

### ~判旨

大審院判決である。

ときがある…「契約締結ノ権限ヲ有スル保険会社ノ支店カ締結シタル契約ニ於テハ特別ノ約款ナキ限リ其ノ支店ハ…前記ノ…通知ヲ 月ノ期間ハ本店ヲシテ其ノ解除権ヲ行使スルヤ否ヤヲ考慮セシムルニ十分ナレハナリ」 約ニ付テハ当該支店カ其ノ原因ヲ知リタル時ヲモ包含スル趣旨ナリト解スヘク…支店カ解除ノ原因ヲ覚知シタル時ヨリ起算スル一箇 般ノ事項処理ノ任ニ当ルヘキハ取引キノ常態ナリト為スヘキヲ以テナリ…保険者カ解除ノ原因ヲ知リタル時トハ支店ノ締結シタル契 受クル権限アリト為スヘキモノトス蓋シ生命保険契約ハ一定ノ期間存続スルモノナレハ之ヲ締結シタル支店ハ其ノ存続中発生スル諸 「生命保険契約ハ継続的性質ヲ有スルモノニシテ」保険契約者は保険期間中保険料の支払をなし、その他保険者に通知をなすべき

ばが、「原因ヲ了知シ得ヘキトキ」「原因ヲ覚知シタルトキ」あるいは「其原因を知りたる時」というように、違ったこと 差戻した。ただ本件についてみれば、各判決はそれぞれの結論を異にしているうえに、除斥期間の起算点を表現すること 本判決は、 原審が本件保険契約が支店長により締結されたものか否かを判断していないことを理由に、 原判決を破棄し

ば を使っている。 しかし、 いずれの判決も告知義務違反の諸要件のうち、少なくとも保険者がその客観的要件を確認した

# (5) 大阪地裁昭和四七年一一月一三日判決

除斥期間の起算点としているといえよう。

二一日Xから保険金支払請求を受けたY会社は、一一月四日頃、自社の担当者にAに関する告知義務違反の有無の調査を命じた。 〇月二一日なのか、あるいは調査結果が判明した一一月二七日なのかについて争われた。 として、本件保険契約を解除する旨の意思表示を行なった。そこで、 査結果が同月二七日に提出され、Y会社はAの重要事実の不告知を知るに至ったので、一二月二〇日Xに対し、 断され、同年七月一日Y会社との間で、自己を被保険者とする生命保険契約を締結したが、九月一三日胃癌により死亡した。 被告Y保険会社の診査を受けた。その際、 察医はAに対し胃部に異常があると告げたにとどまり、 原告Xの夫Aは、心窩部痛にみまわれたので、 Aは身体に異常がない旨を述べ、前記受診の事実につき告知しなかったところ、 昭和四四年六月末に検査を受けた。その際、 病名については知らせなかった。Aは新たに保険契約を締結するにあたり、 除斥期間の起算点は、 Y会社が告知義務違反の疑いをもった一 全胃に及ぶ硬化癌と診断され 告知義務違反を理由

義務違反の客観的要件を知った時と解するのが相当である。」 張するところ、右法条にいう保険者が解除の原因を知った時とは、 「原告らは、さらに被告の新保険契約の解除権の行使は商法六七八条二項、 保険者が単に原因の存在につき疑を持ったのみでは足りず、 六四四条二項所定の期間を徒過しているから無効と主

が見られるが、本件判決は従来の判例のとってきた見解とほぼ同旨の見解をとり、 が単に原因の存在につき疑を持ったのみでは足りず」という表現を付け加えている点に、従来の判例とは違った新しい 告知義務者において不告知または不実告知があった(客観的要件の存在)ということだけを確認すれば、それで足りると している。本件判旨をみると、その前段部分は学説と同旨であるが、後段部分は学説とは表現を異にしている。つまり、 けでは足りず、解除権行使のため必要と認められる諸要件(客観的要件と主観的要件)を確認することが必要であると解 ている。したがって、本件判決は必ずしも学説と同旨であるとはいえないのではないだろうか。その前段に、「保険者 ところで、除斥期間が開始するためには、学説は保険者が単に解除原因が存在するのではないかという疑いを持っただ それを確認したものであるといえる。

# (Ⅶ) 東京地裁昭和五三年三月三一日判決

### 〈事実の概要〉

亡診断書と保険金請求書がY会社に提出された。死亡診断書には、Aの死因のほか、死亡に至るまでの経過等が記載されていた。こ 受けていたが、昭和五〇年五月二一日別の病院に再入院した。Aは本件保険契約締結に先立ち、Y会社の外務員より告知書の内容に のため死亡した。ところで、 つき質問を受けたが、既往症および現在症の告知を行なわなかった。昭和五一年二月六日保険金受取人である原告X側から、Aの死 訴外Aは昭和五〇年五月二四日、 死亡診断書の内容が正確であると判明した。そこで、Y会社は告知義務違反を理由として、本件契約を解除する旨を決定し、 Y会社は専門の調査機関に死亡診断書の記載事項について調査を依頼したところ、同年三月一一日にその調査結果が報 Aは昭和四七年七月頃入院し、慢性肝炎、 被告Y保険会社と自己を被保険者とする生命保険契約を締結したが、同年一二月二四日肝硬変症 肝硬変症および糖尿病の治療を受けた後退院し、通院加療を

### 〈判旨〉

三月一七日に解除通告がXのもとに到達した。

り昭和五一年三月一七日有効に解除された。」 契約の解除の原因となる事実を知ったものというべきであ」る。「本件契約は、商法六七八条一項に基づく被告の解除の意思表示によ 被告Y会社は昭和五一年三月一一日に調査機関からAの死亡診断書の調査結果報告を受けているから、「被告は右三月一一日に本件

四七年判決が「客観的要件を知った時」であるとしているのに対し、本件判決は「原因となる事実を知った」時であると 記大阪地裁昭和四七年一月一三日判決と同旨であるとも考えられるが、「解除ノ原因ヲ知リタル時」とは、 六日ではなく、調査結果の判明した同年三月一一日をもって、除斥期間の起算点としている。 しているところに、根本的な違いがあるといえる。本件判決は、従来の判例の流れとは多少異なった見解をとり、 本件判決は、Xからの保険金請求に対し、Y会社が告知義務違反の存在について疑いを抱いたであろう昭和五一年二月 したがって、本件判決は前 大阪地裁昭和

# (1) 中西・前掲一四四頁。

方向に目を向けた見解をとっているといえる。

大阪地裁昭和四七年一一月一三日第五三民事部判決・判例タイムズ二九一号三四四頁。

- 3 東京地裁昭和五三年三月三一日民四部判決・判例時報九二四号一二〇
- 大阪控訴院大正五年四月二二日第三民事部判決・法律新聞一一二一号二九頁。中西・前掲一四五頁。
- 5 大審院大正五年七月一二日第三民事部判決・大審院民事判決録二二輯一五〇一頁。 中西・前掲一四六頁。 中西・前掲 一四五頁。
- 東京地裁昭和一三年六月一〇日民事一一部判決・法律新聞四三〇四号八頁。
- 東京控訴院昭和一三年六月二八日民七部判決・判例評論二七巻商三四六頁。
- 8 大審院昭和一四年三月一七日第二民事部判決・大審院民事判例集一八巻三号一五六頁。中西・前掲 四七頁、 蓮井・前掲九四頁。
- 9 差戻理由については、 大審院民事判例集一八巻三号一六五頁以下参照
- 告審である 大審院昭和 一六年九月三日民四判(破棄差戻)・法学一一巻四号一〇〇頁。 中西・前掲 一四八頁。 本判決は (V) 判決の差戻
- 11 判例タイムズ二九一号三四四頁
- 判例時報九二四号一二〇頁

### 四 おわりに

の起算点とはしていない。 が判明した時点をもって除斥期間の起算点としているのであり、 違反があったのではないかとの疑いをもち、その有無について調査を行なっている。そして、 n も含めるか否かという点にあるといえる。 従来の判例 保険者が告知義務違反に関する客観的要件を知った時をもって、 それぞれの判決内容を検討してみると、保険金支払請求を受けた保険者は、 は、 その事実関係および判決内容が必ずしも詳細ではないから、 したがって、学説と従来の判例との相違は、 ただし、 判例の立場は必ずしも明らかでなく、 保険者が告知義務違反について疑いをもった時点を、 除斥期間の起算点とする見解をとっていると判断 告知義務違反に関する主観的要件を確認した時を 判断が 保険契約者・被保険者につき告知義務 むずかしいという問題がある。 部の いずれの判例も、 どの判例も 調査結果 し そ か

客観的要件」という文言を使用しているわけではない。

ただ文脈からして、

客観的要件を知った日をもって、

除斥期間

判例を除き、

の起算点としていると解しうるにすぎない。

これまでの判例は、 その事実がありうると考えたにすぎない場合を含まないと解するのが、相当であるといえる。 務違反のあることを確実に知った時をいう。 だ告知義務違反が生じていないのにもかかわらず、除斥期間が進行してしまうことになりはしまいか。また、「知リタル時」 意、重過失という主観的要件の両方が備わってこそ、その者の告知義務違反が問われることになるのである。したがって、 義務者が告知義務に違反したという事実である。告知義務者が告知義務違反に問われるためには、告知義務違反となるた めの要件を具備していなければならない。 商法六七八条二項・商法六四四条二項の「解除ノ原因」とは、 上述の二要件を確認した時である。 解除の原因の確証がないかぎり、 客観的要件を確認した時をもって起算点としていたが、この見解では、 なぜならば、契約を解除するためには、その要件が確実でなければならない つまり、告知義務者について不告知・不実告知という客観的要件、ならびに悪 単にその事実があることを推定しうる事情があったにすぎない場合、 解除は無効であるから、「解除ノ原因ヲ知リタル時」とは、保険者が告知義 商法六四四条一項、六七八条一項の文言からして、告知 当該保険契約に関して、 したがって、学説および大 または いま か

ないことになるのではなかろうか。 がって、 れなかった場合等におこりうる。ただし、 それほどの時間の経過がないうちに、 たとえ従来の判例の見解をとったとしても、学説の見解をとった場合と比べて、結果においてそれほどの差異は たとえば胃癌でありながら胃炎と言われた場合のように、告知義務者が診察医から告知事項の病名を知らさ 主観的要件の存在を把握し、確認することができるのではないだろうか。 実際は保険者は告知義務違反の客観的要件の存在が示された調査報告書をみれ した

阪地裁昭和五八年判決の見解を支持する。

より簡明な判断基準を打ち出したものであるといえよう。 大阪地裁昭和五八年判決は、 学説の見解を支持したものであるが、 従来の判例が有していた理論上の曖昧さ